

京都大学学術情報メディアセンター広報委員会内規

〔平成26年6月24日 教員会議決定〕

第1条 この内規は、学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）の教員会議内規第8条第2項に基づき、教員会議に置かれる広報委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ホームページの制作、維持及び管理運営に関すること
- (2) 年報、広報誌等の企画及び編集に関すること
- (3) その他学内外に対する広報活動に関すること

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センターの教員 若干名
- (2) 情報推進課長及び情報基盤課長
- (3) その他センター長が必要と認めたる者 若干名

2 前項第1号及び第3号の委員は、センター長が委嘱する。

3 第1項第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちからセンター長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 委員会に関する事務は、企画・情報部において処理する。

第6条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この内規は、平成26年6月24日から施行する。

2 この内規の施行後最初に委嘱する第3条第1項第1号及び第3号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 京都大学情報環境機構及び学術情報メディアセンター広報教育委員会内規（平成17年4月12日運営委員会、教員会議決定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から適用する。